

介護職員等特定殊遇改善加算

介護職員等特定殊遇改善加算について

介護サービス施設・事業所で働く介護職員に対し、職場環境等の改善を行った施設・事業所について、介護職員の賃金の改善のため、介護報酬を支給することを目的に「介護職員処遇改善加算」として実施されてきました。

令和元年10月の介護報酬改定により、更なる介護職員の確保・定着に繋げる目的で現行加算に加え、「介護職員等特定殊遇改善加算（以下、特定加算）」が新たに創設されました。

特定加算では、「経験・技能を有する介護職員」に重点化し、介護職員に対する一層の処遇改善を行う一方で、一定のルールに基づき「その他の職種（介護職以外）」への処遇改善も法人の判断で可能となるなど、柔軟な適用も認められています。

介護職員等特定殊遇改善加算の算定要件について

- ①「介護職員処遇改善加算」(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)のいずれかを算定していること。
- ②職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分でそれぞれ1つ以上の取り組みを行っていること。
- ③介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組みについて、法人のホームページを活用し掲載するなど、外部から見える形で公表を行っていること。

職場環境要件の揭示

①資質の向上

- ・介護福祉士等の資格取得を目指す職員に対する休暇制度や資格取得奨励金支給などの支援を行っている。
- ・関係団体等が主催する研修会受講や法人の内部研修等を実施し、資質の向上に努めている。

②多様な働き方の推進

- ・全職員が有給休暇を取得しやすい職場環境づくりを実践している。

③健康管理

- ・全職員を対象として、「健康診断」「ストレスチェック」や職員のための休憩室を設置し、健康管理対策を行っている。

介護職員等特定殊遇改善加算手当の支給

○特定加算の職員への支給は、年2回賞与（6月・12月）時に行っている。

○特定加算の定めるルールに基づき、次のグループごとの分配率を決定し、職員ごとに支給額を決定している。

①Aグループ：経験・技能のある介護職員

- ・当法人において勤続10年以上で、かつ介護福祉士資格を有する常勤職の者及び常勤職に準ずる勤務形態にある非常勤職の者
- ・当法人において勤続10年未満の介護福祉士にあつては、介護主任、同副主任、ユニットリーダー等の役職の者又は同等と法人が認める者

②Bグループ：その他の介護職員

- ・Aグループ「経験・技能のある介護職員」に含まれない介護職員

③Cグループ：介護職員以外の職員

- ・介護職員以外の職員（A、Bグループに含まれない介護職以外の職員）

社会福祉法人 霞桜会

〒300-0876 茨城県土浦市北荒川沖町8番1号

TEL : 029-830-4755 fax : 029-830-4771

e-mail : morinoie@intio.or.jp